

防火・防災通信



火の用心

Fire precautions
Phòng ngừa cháy nổ
불조심
小心火灾

火事・救急は119番
Call 119 in case of fire or emergency
Cháy hoặc cấp cứu gọi 119
화재·구급은 119
火灾、急救时拨打119号

今治市防火・防災管理者連絡協議会



目 次

今治市防火・防災管理者連絡協議会総会	1
今治市防火・防災管理者連絡協議会 優良事業所表彰	2
令和7年中の今治市の火災概要	3
電気火災が急増しています！	5
煙の特性について	6
住宅用火災警報器の設置率調査結果	7
住宅用火災警報器の維持管理、取り付け支援	8
林野火災注意報・警報の運用について	9
南海トラフ地震関係リンク集	10
LINEを利用した救命講習の受け付けについて	11
映像通報システム「Live（ライブ）119」	12
消防本部・各消防署への連絡先	13



- 日 時：令和7年6月3日（火）10時00分から11時45分まで
- 場 所：テクSPORT今治 1階大ホール
- 出席事業所：147事業所
- 会長挨拶：西本 信保 会長
- 顧問挨拶：松木 洋明 消防長



➤ 審議事項

- ①（第1号議案）令和6年度事業報告について
- ②（第2号議案）令和6年度決算報告について
- ③（第3号議案）令和7年度事業計画（案）について
- ④（第4号議案）令和7年度予算（案）について

すべての議案についてご審議いただき、いずれも原案どおり承認されました。



「今治市防火・防災管理者連絡協議会に関する内規」の基準により、防火・防災管理体制が他の模範となる事業所として表彰されました。



イオンモール今治新都市

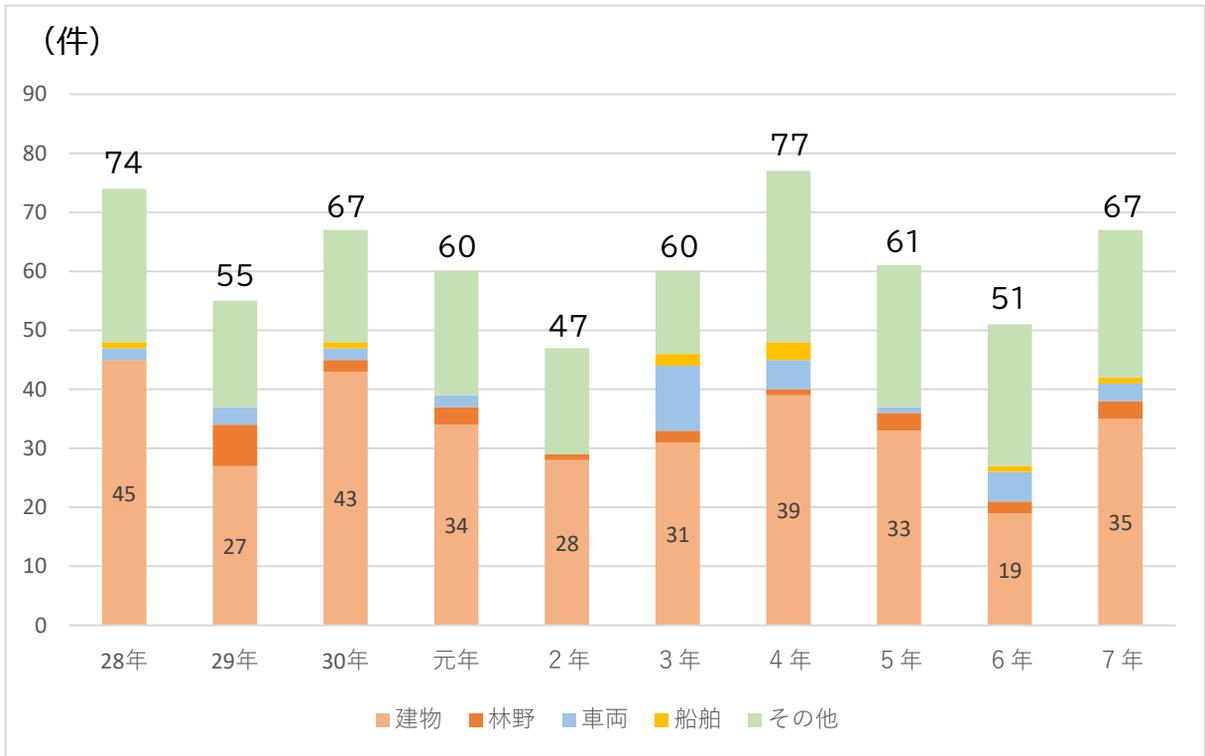


はしまこがく認定こども園

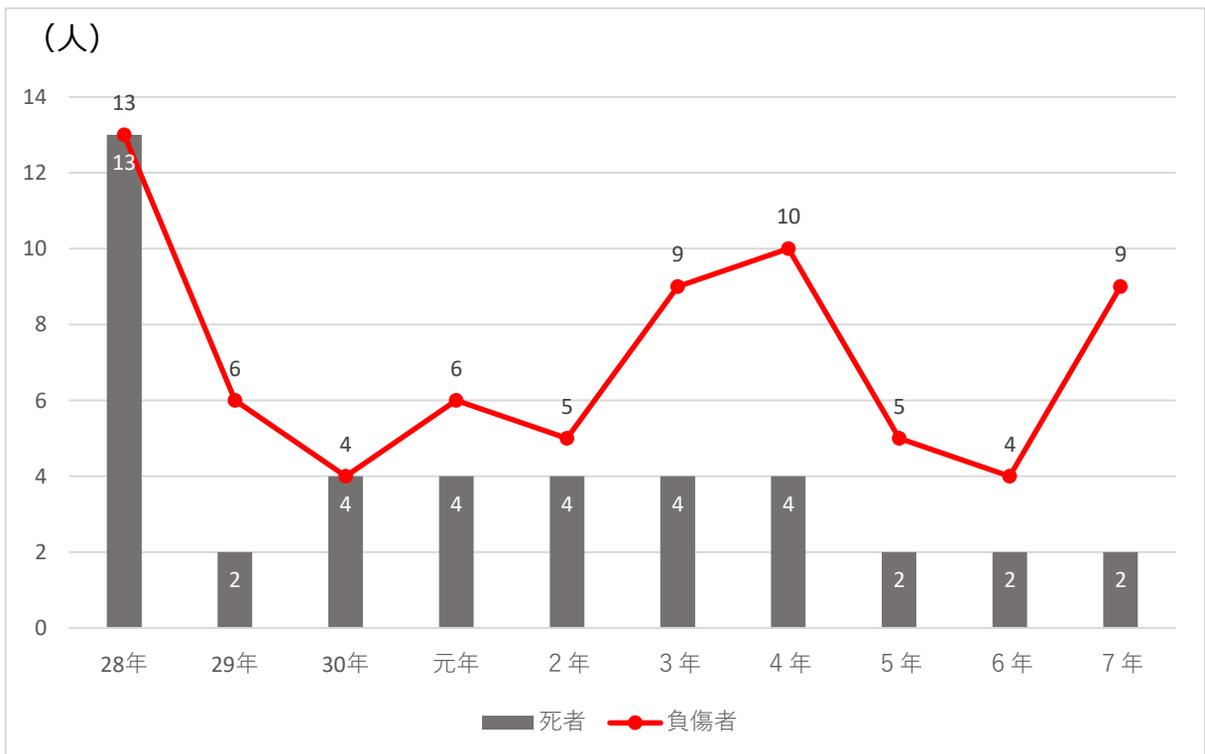
両事業所は、防火管理者の選任及び消防計画に基づく防火管理業務、自衛消防組織の編成運用、消防機関との連絡等が適切に行われ、防火管理業務が特に他の模範となる事業所でした。



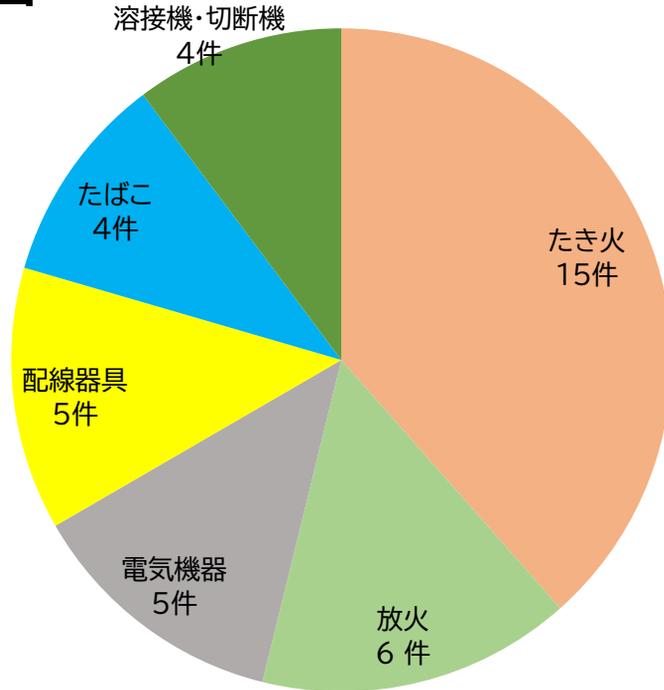
火災件数の推移



死者数及び負傷者数の推移



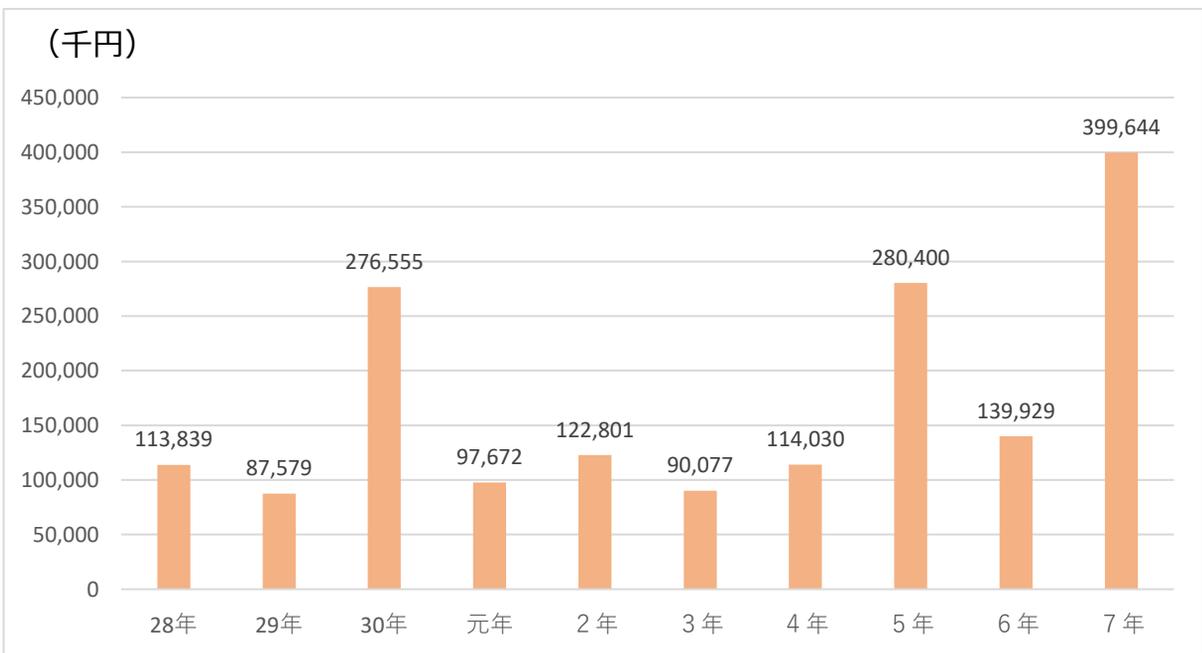
主な出火原因



出火原因については、たき火（焼却火を含む）が15件と最も多くなっており、風向きや風の強さによっては、付近の民家や山林に延焼して被害を及ぼすことがあります。

また、近年は電気（電気機器、配線器具、モバイルバッテリー等）が原因の火災が増加傾向にあります。

損害額の推移

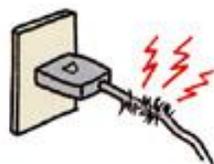


あなたの事業所は大丈夫ですか？



STOP

- 使用しないときには、コンセントから抜く
- タコ足配線は絶対にしない
- 差し込みプラグに付着したほこりなどは取り除く
- 傷んだコードは使用しない
- コードは束ねた状態で使用しない



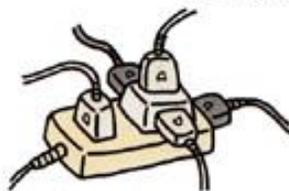
いたんだまま
使用しない



プラグにほこりを
ためない



重いものを
のせない



タコ足配線をしない



消してないよ！



コードをたばねない





火事で恐ろしいのは、火炎より『煙』です。

火災で亡くなる原因をみても、火傷によるものよりも、**煙による一酸化炭素中毒や窒息が原因で命を落とす**ことが少なくありません。煙の特性を知り、発生した火災に的確に動ける知識を身につけましょう。

1 煙の性質

(1) 煙が拡散する速さ

上に昇る速さ 1秒で約3～5m (かけ足の速さ)

横へ広がる速さ 1秒で約0.3～0.8m (歩く早さ)

(2) 火災で発生した煙は、天井に一時的に溜まり、そこから徐々に下に降りてきます。

また、煙の中は非常に温度が高く、火傷の原因となります。

したがって、高い位置にある煙は濃度が濃く、非常に危険です。しかし、低い位置にある煙は濃度が薄いため、比較的安全です。

(3) 煙は天井と壁の角や、床と壁の角には入ることがなく、角を避けるように拡散します。



2 煙の恐さ

(1) 煙には、一酸化炭素など有毒なガスが多く含まれています。濃度の濃い一酸化炭素を吸い込めば意識を失い、最悪の場合、命に危険がおよびます。火災によって亡くなられた方のほとんどは、煙を吸い込み一酸化炭素中毒により意識を失い、亡くられています。

(2) 高い位置にある煙は非常に高温であるため、煙に触れるだけで火傷を負うことがあります。

一酸化炭素中毒の症状

濃度 (%)	発生する症状
0.02	2～3時間で軽い頭痛がする
0.04	1～2時間で頭痛、吐き気がする
0.08	45分でめまい、けいれんを起こす
0.16	20分で頭痛、めまい、2時間で致死
0.32	5～10分で頭痛、30分で致死
0.64	5～15分で致死
1.28	1～3分で致死

3 避難方法

(1) 煙は天井に溜まっていき、煙の層と空気の層に分かれます。床近くの空気の層は比較的煙が薄く空気が残っており、視界も良いので姿勢を低くして避難するようにしましょう。

(2) 姿勢を低くしても煙の濃度が濃い場合、床と壁の角に空気が残っていることがあるので、その空気を吸いながら避難するようにしてください。また、階段の段差となっている角の部分にも空気が残っていることもあります。

(3) 煙によって視界が悪い場合は、床や壁に手を当て、這うように避難してください。

(4) 濡れたハンカチやタオルを鼻や口に当てて避難するようにしましょう。





全 国 84.9%

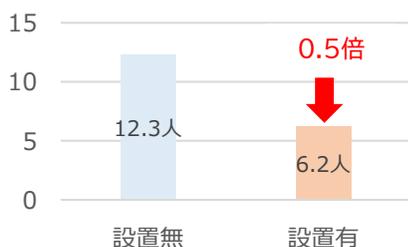
今治市 70.0%

消防庁予防課
住宅用火災警報器の設置状況調査結果
(令和7年6月1日時点) より

今治市の設置率は、全国平均より毎年約10%以上下回っています。

住宅用火災警報器を設置することで、死者数、焼損面積及び損害額が大幅に減少しています。

人/火災100件



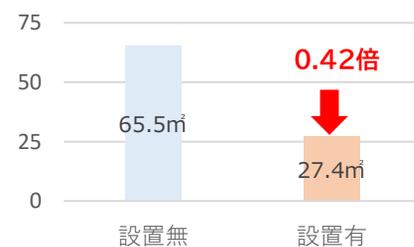
〈住宅火災100件当たりの死者数〉

千円/火災1件



〈損害額〉

m²/火災1件

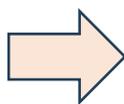


〈焼損床面積〉

注1) 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡したものであり、火災により負傷した後48時間以内に死亡したものを含む。

注2) 死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数、損害額は半減、焼損床面積は6割減



住宅用火災警報器を設置することで火災発生時の死亡リスクや損失拡大リスクが大幅に減少

設置が義務化された平成23年から10年以上経っていますので、

未だ未設置の住宅はいち早く設置をお願いします。





住宅用火災警報器が設置済みのお宅では**定期的に住宅用火災警報器の作動確認**をし、実際に音を聞きましょう。



住宅用火災警報器の取り付け支援

今治市消防本部では、「住宅用火災警報器取り付け支援」を行っています。

【対象世帯】

- ▶ 今治市に在住で、取り付けが困難な高齢者（65歳以上）の方や身体が不自由な方で、条例に合った住宅用火災警報器の準備ができる方。（電池式に限る）
- ▶ 条例により設置が義務付けられている住宅用火災警報器は「煙式」です。購入の際は、お間違えのないよう、必要個数を準備してください。なお、台所は「熱式」「煙式」のどちらを準備していただいても取り付け可能です。
- ▶ 台所への設置は努力義務となっています。



二度と大規模火災を

発生させないために！



「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

今治市では、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

令和7年3月23日に発生した「令和7年今治市林野火災」の教訓を生かし、もう二度と大規模火災を起こさないという強い決意で火災予防に取り組みます。

林野火災注意報・警報とは… 気象状況から林野火災の予防上注意が必要と判断される場合に、市が「林野火災注意報・警報」を発令します。発令中は、指定された区域内で火の使用が制限されます。

山火事を防止しよう



林野火災注意報

発令基準 ①乾燥注意報が発表されていること
②前後12日間の平均降水量が3ミリ以下

火の使用制限…努力義務

林野火災が発生しやすい状況です。地域の安全を守るため、次の点についてご協力をお願いします。

- 指定された区域でのたき火・火入れ・野焼きなど、屋外での火気使用は控えてください。
- やむをえず火気を使用する際は、絶対にその場を離れないでください。
- 使用後は、完全に消火したことを必ず確認してください。

■火の使用制限とは

火入れ、火遊び、たき火、煙火(花火)などが禁止になります。指定された区域は消防本部のホームページで確認ください。



ホームページ

林野火災警報

発令基準 林野火災注意報の発令基準である①及び②の状態が4日以上連続する場合

火の使用制限…義務

大規模な林野火災が発生する恐れが極めて高まっています。地域の安全を守るため、次の点について厳守してください。

- 指定された区域でのたき火・火入れ・野焼きなど、屋外での火気使用は一切行わないでください。
- 不要不急の山林への立ち入りはできるだけ控えてください。
- 周囲で煙や炎を見かけた場合は、直ちに消防署へ連絡してください。



林野火災注意報・警報発令中 「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報発令中は、罰則を伴わない「努力義務」です。一方、林野火災警報発令中は、「火の使用の制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。



周知方法について

■林野火災注意報発令時…消防車両

■林野火災警報発令時…防災行政無線、今治市公式SNS、消防車両 などで行います。

火の取り扱いは、くれぐれもご注意ください。



南海トラフ地震について（気象庁）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

南海トラフ地震対策：防災情報のページ -（内閣府）

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

リーフレット「南海トラフ地震 -その時の備え-」（気象庁）

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/pdf/leaflet.pdf>

リーフレット「災害から身を守るために みんなで防災！！」（愛媛県）

<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/95930.pdf>

「緊急地震速報の利活用の手引き（施設管理者用） Ver.1.0」（気象庁）

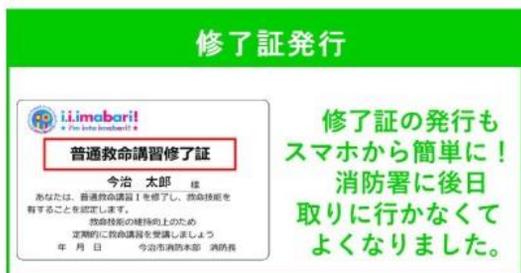
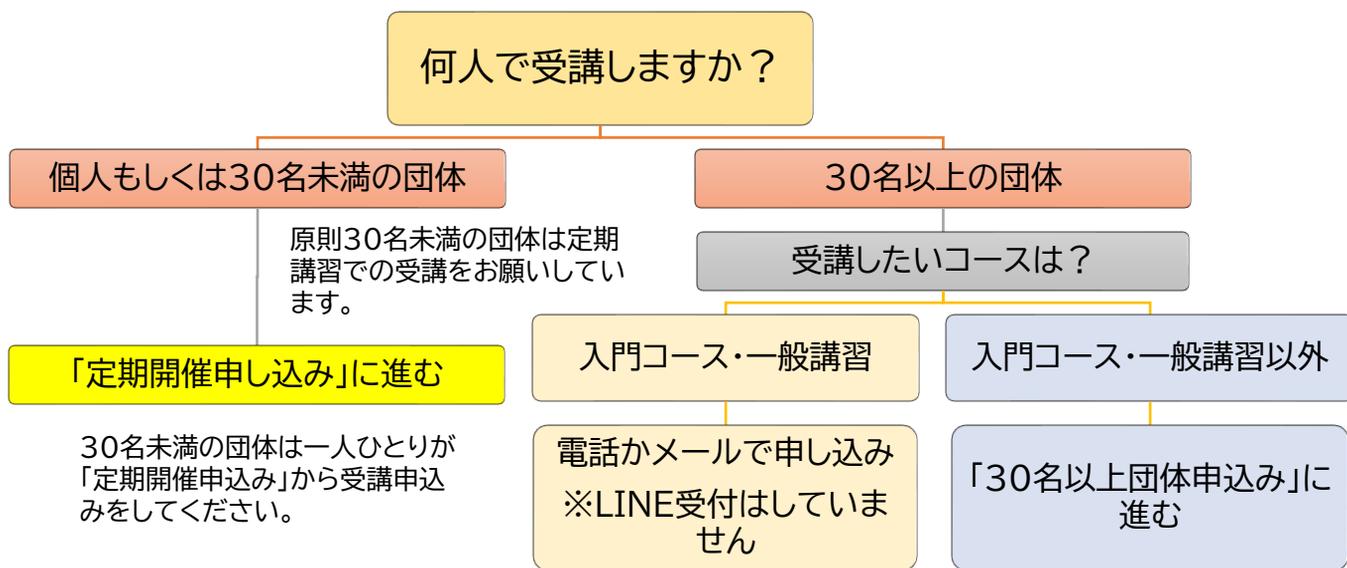
<https://www.jma.go.jp/jma/press/0708/03a/rikatsuyou.pdf>



24時間いつでも・どこでもご自身のスマートフォン等から救命講習の申込みが可能となります。

また、受講後はLINE公式アカウントから修了証が発行され、スマートフォン等に保存することができます。

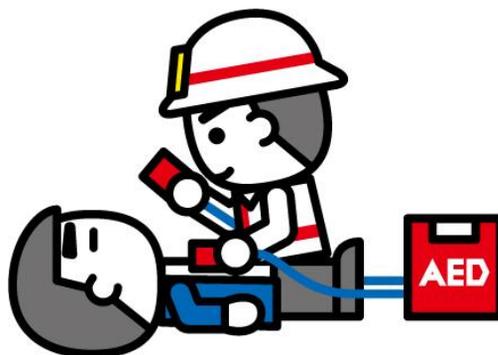
申込みがより簡単になりますので、いざという時のために救命講習を受講してみませんか？



お友達登録はこちらから！



救命講習のご案内@今治市消防本部(ID:@592nrwpj)



映像通報システム「Live119」とは、119番通報時、音声のみでは伝えることの難しい傷病、火災や事故の状況をスマートフォンのカメラ機能を使い、映像を加えることによって、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができます。



通報者が撮影する災害現場の映像を通信指令員がリアルタイムで確認し、応急手当等を実施いただくための映像を通信指令員から送信するなど、迅速な現場活動に役立っています。

119番通報の際、通信指令員が必要と判断した場合は、「Live119」を利用した映像伝送のご協力をお願いすることがあります。

【協力をお願いについて】

- 通報者の安全が確保されていることが前提となります。安全な環境が確認できれば、通信指令員から「Live119」の操作方法について説明します。
- 撮影中は周囲の安全にご注意ください。

【利用上の注意】

- 本システムの利用にアプリのダウンロードや事前登録は不要です。
- 映像通話などにかかるデータ通信料金は通報者側の負担となりますのでご理解とご協力をお願いします。(通信料金は、ご契約の通信会社やご契約プランにより異なります。)
- 映像通話に係るデータ容量の目安は、**1分間あたり約15MB**です。





消防本部

〒794-0043
今治市南宝来町二丁目1番地1
TEL 0898-32-6666 (代)
FAX 0898-32-0119

総務課

✉ shoubou@imabari-city.jp

予防課

✉ kasaiyobou@imabari-city.jp

警防課

✉ shoubou2@imabari-city.jp

中央消防署

〒794-0043
今治市南宝来町二丁目1番地1
TEL 0898-32-6666
FAX 0898-32-0119
✉ shoubou4@imabari-city.jp

東分署

〒799-1536
今治市巨甲264番地1
TEL 0898-47-4994
FAX 0898-47-4894
✉ shoubou6@imabari-city.jp

西消防署

〒794-0069
今治市クリエイティブヒルズ3番地
TEL 0898-32-6119
FAX 0898-32-6143
✉ shoubou5@imabari-city.jp

波方分署

〒799-2102
今治市波方町樋口甲1551番地1
TEL 0898-41-7594
FAX 0898-43-0119
✉ shoubou8@imabari-city.jp

菊間分署

〒799-2303
今治市菊間町浜1500番地17
TEL 0898-54-4094
FAX 0898-54-2846
✉ shoubou7@imabari-city.jp

北消防署

〒794-2302
今治市伯方町叶浦甲1667番地4
TEL 0897-74-2119
FAX 0897-74-2120
✉ shoubou9@imabari-city.jp

大島分署

〒794-2203
今治市宮窪町宮窪4764番地5
TEL 0897-86-2119
FAX 0897-86-2985
✉ shoubou10@imabari-city.jp

大三島分署

〒794-1402
今治市上浦町井口5286番地
TEL 0897-87-4119
FAX 0897-87-2113
✉ shoubou11@imabari-city.jp



◆火災・救急 ☎ 119

◆火災情報案内 ☎ 32-7700

◆救急当直病院電話案内 ☎ 32-3300

